

(平成26年8月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年12月19日の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料が控除されていた賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び同僚から提出された預金通帳の振込記録から、申立人は、平成15年12月19日にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賃金台帳等の資料が保存されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は9万円、16年7月26日及び同年12月7日は10万円、17年7月7日は5万円、18年7月31日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する預金通帳及び申立期間に給与振込の口座を開設していた銀行が保有する申立人に係る「普通・貯蓄預金補助元帳」により、給与とは別に、平成15年7月23日、同年12月3日、16年7月26日、同年12月7日、17年7月7日及び18年7月31日に、A社から賞与として、それぞれ、8万1,430円、7万3,287円、8万1,522円、8万1,359円、4万680円及び12万5,997円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間①、②、③及び④当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、賞

与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除していたとしているところ、複数の元従業員から提出された当該期間に係る賞与の支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が申立期間⑤及び⑥に居住していたB区から提出のあった平成17年分及び18年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額とオンライン記録の17年及び18年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間⑤及び⑥の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、上記預金通帳、「普通・貯蓄預金補助元帳」及び源泉徴収票から推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は9万円、16年7月26日及び同年12月7日は10万円、17年7月7日は5万円、18年7月31日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理・社会保険担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月1日から同年11月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月9日とし、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から41年3月31日まで

A社B工場に昭和40年3月頃から臨時社員として勤務し、同年9月1日付けで正社員となり、41年3月まで勤務していた。同社の辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社発行の辞令により、申立人は昭和40年9月1日に同社の社員となり、同社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、A社B工場で行われた祭事に参加したことを記憶しており、同社の後継会社であるC社は、当該祭事は、A社B工場において毎年11月8日に行われていたことから、申立人は、同日までは勤務していたと考えられる旨回答している。

これらのことから判断して、申立人は申立期間のうち、昭和40年9月1日から同年11月8日まで、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、C社は、A社における厚生年金保険の取扱いについて、社員として勤務していれば、給与から厚生年金保険料を控除しており、新卒者と中途採用者に違いはなく、職種においても同様の取扱いをしていたため、申立人については、勤務していた期間の昭和40年9月及び同年10月の厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答している。

さらに、A社B工場において、昭和40年代に厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きない従業員が所持する給与支給明細書及び発令通知によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和40年9月及び同年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあったA社B工場に係る辞令及び上記従業員が所持する発令通知に記載されている職能給並びに当該従業員の所持する給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年11月9日から41年3月31日までの期間について、C社は、A社に係る申立人の勤務状況を確認できる資料を保管していないため、これを確認することはできない。

また、申立人が記憶している上司は、既に死亡している上、同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務状況等については記憶していない旨回答している。

さらに、申立期間にA社B工場に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務等について照会したところ、5人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の昭和40年11月9日から41年3月31日までの期間における勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成16年12月21日の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月
A社にアルバイト・パートとして勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有している賞与個人別一覧により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、A社の供述から平成16年12月21日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与個人別一覧から確認できる申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月30日から同年2月1日まで
A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答、申立人から提出された給料明細書及び昭和42年2月1日付けの辞令から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和42年2月1日にA社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和41年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は35万円、16年7月16日は30万円、18年7月19日は35万円、同年12月20日は65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」、同社の複数の従業員から提出された賞与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は35万円、申立期間②は30万円、申立期間⑤は35万円、申立期間⑥は65万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除

されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は42万円、16年7月16日は25万円、18年7月19日は30万円、同年12月20日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧及び総合振込明細書並びにB市から提出された課税元金額情報並びに同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は42万円、申立期間②は25万円、申立期間⑤は30万円、申立期間⑥は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい

たと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の課税元金額情報における平成17年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された17年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できることから、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は20万円、16年7月16日は15万円、18年7月19日は20万円、同年12月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は20万円、申立期間②は15万円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと

認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、18年7月19日は15万円、同年12月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間⑤は15万円、申立期間⑥は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社から提出された手当一覧及び金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」から、申立人に賞与が支払われていたことが確認できるが、当該お取引明細表における平成16年7月16日の振込額は、当該手当一覧の賞与額から雇用保険料及び所得税のみを控除した金額と一致することから、申立期間①に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

また、申立期間②、③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」からは、申立期間②、③及び④におけるA社からの振込記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日、16年7月16日及び18年7月19日は15万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①、②及び⑤は15万円、申立期間⑥は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の課税元金額情報における平成17年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された17年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できることから、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、18年7月19日は20万円、同年12月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社から提出された手当一覧及び金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」から、申立人に賞与が支払われていたことが確認できるが、当該お取引明細表における平成16年7月16日の振込額は、当該手当一覧の賞与額から雇用保険料及び所得税のみを控除した金額と一致することから、申立期間①に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

また、申立期間②、③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、B市から提出された申立人の課税元金額情報における平成17年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された17年7月及び同年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できることから、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は25万円、16年7月16日は20万円、18年7月19日は25万円、同年12月20日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年7月19日
⑦ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑥及び⑦について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は25万円、申立期間②は20万円、申立期間⑥は25万円、申立

期間⑦は 38 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」からは、申立期間③、④及び⑤におけるA社からの振込記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和43年7月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和42年9月及び同年11月から43年6月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、42年9月及び同年11月から43年3月までは2万8,000円、同年4月及び同年5月は3万3,000円、同年6月は3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月30日から43年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和42年8月30日。以下「全喪日」という。）より後の昭和43年12月28日付けで、当初記録されていた42年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、遡って同年8月30日と記録されていることが確認できる上、申立人と同様の処理は、同社における6人の従業員についても確認できる。

また、A社に係る商業登記の記録は確認できないが、同社に係る事業所別被保険者名簿における全喪日後の従業員に係る記載内容及び複数の従業員の全喪日後も継続して勤

務していた旨の供述から、全喪日後においても同社は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の被保険者資格喪失の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の加入記録及び申立人の供述から、昭和43年7月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険事務所の記録及び同年10月の上記定時決定の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和42年9月及び同年11月から43年6月までの期間について、申立人から提出された給料支払明細書により、保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額（2万6,000円）より高額であることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和42年9月及び同年11月から43年3月までは2万8,000円、同年4月及び同年5月は3万3,000円、同年6月は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の居所等が不明で連絡を取ることができず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 57 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る C 厚生年金基金の加入記録があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 厚生年金基金から提出された A 社の「厚生年金基金加入員名簿」及び申立人の「加入員台帳」並びに申立人から提出された平成 26 年 5 月 1 日付け同厚生年金基金発行の「年金裁定通知書」並びに同社の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、B 社は、申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への届出用紙は複写式であったとしている。

さらに、C 厚生年金基金及び D 健康保険組合は、現在に至るまで届出用紙の様式は複写式である旨回答している上、同厚生年金基金は、事業所は、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合の 3 か所分を一括して健康保険組合へ提出し厚生年金基金に回付した後、社会保険事務所へ提出している旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が A 社において昭和 57 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から、17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（B社）における船員保険被保険者資格の取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は22年9月4日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までは60円、同年4月から22年8月までは180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和20年4月1日から28年8月頃まで

申立期間について、B社の船に乗り、C地区まで物資を運び、戦後は引揚げの仕事で南方方面を航海した。また、船を下りた後も同社で勤務していたが、申立期間の船員保険及び厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を船員保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船舶所有者名簿に記載されているB社について、仮記号D（昭和20年～21年）、E（昭和21年4月1日～）及びF（昭和24・25年～）が付されたそれぞれの船員保険被保険者名簿が確認できるところ、仮記号Dに係る被保険者名簿によると、申立人は予備員として昭和20年4月1日に資格を取得し、報酬月額が65円と記録されているが、資格喪失日は記録されておらず、仮記号Eに係る被保険者名簿によると、申立人の報酬月額が194円と記録されているが、資格取得日及び資格喪失日が記録されておらず、これらの記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことから、社会保険事務所（当時）における申立人に係る船員保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められる。

また、仮記号Dに係る船員保険被保険者名簿は、昭和20年から21年までの被保険者情報が記録され、仮記号Eに係る被保険者名簿は、21年4月1日からの被保険者情報が記録されていることがうかがえるところ、日本年金機構は、同日に船員保険法施行令が改正され標準報酬月額が引き上げられたことに伴い、B社に係る仮記号Eの被保険者名簿は同日に書き替えられたものと考えられると回答していることに加え、上記船舶所

有者名簿に記載されている仮記号が付された被保険者名簿のほかに確認できる被保険者名簿が見当たらないことから、これらの被保険者名簿は連続した名簿であると判断される。

申立人の場合、A社（B社）における勤務状況について照会できる同僚も見当たらず、勤務期間を特定することは困難であるが、上記の連続した被保険者名簿のうち、仮記号F（昭和24・25年～）に係る被保険者名簿に申立人の氏名が確認できないことから、申立人は仮記号Eに係る被保険者名簿の対象期間内に資格を喪失したものと考えられる。

そこで、仮記号Eに係る船員保険被保険者名簿に記載されている被保険者情報を確認したところ、社会保険事務所が記載した被保険者情報のうち最新の更新日は昭和22年9月3日であることが確認でき、ここまでは社会保険事務所において申立人の被保険者情報についても記載する機会があったものと考えられるが、同日までの記載が無いことから、少なくとも申立人は同日までA社（B社）に勤務していたとするのが妥当であり、資格喪失日は同年9月4日以降と推認できるが、同日以外の喪失日を特定する理由が見当たらないため、資格喪失日は同年9月4日として認定せざるを得ない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社（B社）における船員保険被保険者資格の取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は22年9月4日であることが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B社）に係る船員保険被保険者名簿（仮記号D及びE）で確認できる報酬月額に基づき、昭和20年4月から21年3月までは60円、同年4月から22年8月までは180円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和22年9月4日から28年8月頃までについて、申立人の勤務実態を照会できる同僚は見当たらず、船員保険料及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料や供述も得られない。

また、上記仮記号F及びそれ以降のB社に係る船員保険被保険者名簿（「G」及び「H」）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（「I」）において、申立人の氏名を確認することができない。

さらに、B社の一部業務を継承したJ社は、当該期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について、不明としている。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険及び厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年5月1日まで

A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和53年4月1日に同社に入社していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び回答書から、申立人は、申立期間においてA社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人は正社員として勤務しており、正社員は全員が最初から厚生年金保険に加入するため、申立人の申立期間に係る保険料を控除したと回答しているほか、申立人が記憶している同僚も、「申立人は自分と同期であり、昭和53年4月1日に入社した。私は、申立期間に係る4月分の保険料が5月分の給料から控除されていたのだから、申立人の分だけが控除されていないわけがない。」と回答している。

なお、当該同僚の申立期間当時のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和53年4月1日である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の記録及び申立人のA社C支店における昭和53年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月

A社から出向したBクリニックに勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が出向元事業所だとするA社の担当者は、申立人は、平成 17 年 9 月に同社からBクリニックに転籍したが、給与及び社会保険料については、転籍先である同クリニックが負担することとなった旨回答している。

また、上記担当者は、平成 17 年 12 月の賞与について、「Bクリニックの給与支払規定では、入社初年度の最初の賞与支払月は賞与を支払わないとしていることから、同クリニックと調整し、当社在籍時の賞与相当額（同年 7 月支払額と同額の 4 万円）を支払うこととしたが、当該支払額は社会保険料の控除の対象としていなかった。」と回答している。

さらに、C会理事長は、厚生年金保険料控除が確認できる平成 17 年分の書類は保管していないため、申立人に係る賞与支給額及び保険料控除については不明である旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月15日から21年10月1日まで

申立人は、戦前からA社に勤務しており、申立期間前後の同社における厚生年金保険被保険者記録はあるが、その間の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には戦争により外地に召集された期間が含まれるが、その間も同社に在籍していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、行政機関の発行する軍歴確認書から、A社営業部に勤務中の昭和19年3月11日に陸軍に召集され、21年7月3日に外地から復員したことが確認できる。

当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、厚生年金保険料が被保険者及び事業主共に全額免除となり、被保険者期間として算入する旨規定されている。

しかし、A社営業部に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、同事業所が昭和20年3月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを表す「全喪」の記載がある上、全喪時において被保険者であった申立人及び4人の元従業員に係る厚生年金保険被保険者台帳には、いずれも資格喪失日欄に「昭和20年3月15日、解雇」と記載されていることが確認できる。

また、A社営業部に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、同社営業部が、B市へ移転したため全喪した旨の記載があることから、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認し、さらに、申立人が申立期間後に厚生年金保険被保険者資格を取得している同社C工場に係る同名簿も確認したが、申立人及び上記4人の元従

業員が、同社営業部の全喪後に引き続き同社B工場又は同社C工場において資格を取得している記録は確認できない。

加えて、A社営業部は既に全喪していることから元事業主に照会を行うことができない上、上記4人は、いずれも連絡先が不明、又は死亡しており、照会を行うことができない。

その上、A社B工場及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が確認できる元従業員5人に照会し、二人から回答があったが、いずれも申立人を記憶していない旨回答していることから、申立期間における申立人の在籍について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 5 月 29 日から 17 年 3 月 4 日まで
② 平成 17 年 4 月 21 日から同年 7 月 18 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間
は同社から別事業所に派遣はされていたが、フルタイムで勤務していたので、当該期
間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答により、申立人は、申立期間①及び②において、
同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、申立期
間①及び②の厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、A社からの派遣ではなく、別会社から派遣され
ていたため、A社の厚生年金保険の取扱いについては分からない旨供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間①及び②の一部期間を含む平成
14年6月から16年6月までの期間及び17年7月から18年6月までの期間に国民年金
保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認でき
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生
年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与
から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

また、申立人が記憶している同僚二人並びにA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間及びその前後の期間において被保険者記録が確認できる従業員33人に照会を行ったところ、回答があった9人のうち、同僚一人が、申立人のことを記憶しているものの、同人は、申立人がいつまで同社に勤務していたかまでは記憶しておらず、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月頃から41年3月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として記憶している5人のうちの連絡先が判明した3人及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間当時の従業員14人に照会したところ、10人から回答があり、そのうちの8人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、同社及び同人から、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記回答があった10人は、A社の厚生年金保険の取扱いは不明である旨供述している上、当該10人のうち、申立人と同様に同社に再入社したとする者が一人いたが、その者が記憶している再入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違しているほか、3人の者が、自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が符合していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月16日から3年5月1日まで
② 平成3年7月16日から7年11月16日まで

A社に店長及びエリアマネージャーとして勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時の事業主、同僚及び複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社（平成17年7月にA社と合併）が保有する「社保加入一覧」によると、A社に係る申立人の入社年月日は平成3年8月19日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日が7年11月16日となっていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主及びB社は、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはないとしている。

さらに、オンライン記録により、申立期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び従業員のうち、連絡先の判明した56人に、申立人の当該期間に係る勤務実態及び同社の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、申立人を記憶しているとする従業員を含む回答のあった全員が、同社の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いは不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、上記「社保加入一覧」により、申立人が当該期間のうち、平成3年8月19日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記「社保加入一覧」では、A社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、平成7年11月16日と記載されている上、オンライン記録及び雇用保険の被保険者資格取得日も同日であることが確認できる。

また、A社の当時の事業主及びB社は、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはないとしている。

さらに、オンライン記録により、申立期間②にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び従業員のうち、連絡先の判明した53人に、申立人の当該期間に係る勤務実態及び同社の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、申立人を記憶しているとする従業員を含む回答のあった全員が、同社の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いは不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 2 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。どちらの事業所においても、月末まで勤務していたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和 61 年 5 月 21 日から 62 年 1 月 30 日までと記録されており、オンライン記録と符合している上、同社が加入していた健康保険組合から提出された資料によると、申立人の被保険者資格取得日は 61 年 5 月 21 日、資格喪失日は 62 年 1 月 31 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 2 月 * 日に解散していることから、申立期間①当時における同社の代表取締役と照会したが、申立人のことを記憶しておらず、社会保険業務にも携わっていなかったことから従業員の入退社等に関することは分からないと回答している。

さらに、申立人の同僚 6 人に照会したところ、5 人から回答を得たが、いずれの者も申立人が営業職として勤務していたことは覚えているとしているものの、退職日については記憶していないと回答しており、申立期間①の勤務実態を確認することができない。

加えて、上記回答のあった同僚 5 人のうち複数の者が、申立期間①当時に社会保険業務に従事していたとする従業員に照会したところ、当該従業員は、A社は既に解散しており、資料も残っていないことから、申立人の退職日等については不明であると回答し

ている。

なお、当該従業員は、申立人の資格喪失日が月末になっていることについて、A社では、給与を月末締め、当月 25 日支払、保険料を翌月控除で処理し、営業職にはコミッションを翌月 25 日に支払っていたと思うが、仮に、退職月にコミッションが発生しない場合、退職月翌月の給与の支払の必要が無く、保険料を控除することができなくなることから、月末を資格喪失日として届け出て、保険料を発生させないように取り扱っていた可能性がある旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立人のB社における雇用保険の加入は平成2年2月1日から同年2月27日まで記録されており、オンライン記録と符合している。

また、B社は、申立期間②当時の資料が残っていないと回答している上、申立人が同社の上司及び同僚として名前を挙げている者二人に照会したが、いずれの者も申立人の退職日は記憶していないと回答しており、申立期間②における勤務実態を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②における被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和25年10月1日から36年5月2日まで
③ 昭和36年5月2日から39年10月12日まで
④ 昭和39年10月12日から42年7月31日まで

A局及びA局B所(昭和37年4月1日にC所に名称変更し、現在は、D所)に勤務した期間のうち、申立期間①及び④について厚生年金保険の加入記録が無い。A局には、昭和25年4月1日に入社し、その後、同局のコンピューター部門が独立して設立されたA局B所に転籍となり、同所を退職する42年7月31日まで継続して勤務していたので、当該2つの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A局及びA局B所に勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間であったとされている申立期間②及び③について、脱退手当金の支給記録があるが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、当該期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①当時に勤務していたとするA局の入社時期について、「前職のE社に勤務していたときにA局から誘いを受け、E社を昭和25年3月31日に退職し、その翌日の同年4月1日に入社した。」と主張しているが、A局を承継するD所から提出のあった申立人に係る人事カードによると、申立人は、臨時職員として同年5月2日に入社し、その後、同年7月16日に職員となっていることが確認できるなど、当該期間のうち同年5月2日から同年10月1日までの期間について、申

立人がA局に勤務していることは確認できる。

しかしながら、D所は、上記人事カードのほかにも申立期間①当時の資料を保有していないことなどから、申立人の当該期間の厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している複数の同僚を含め、A局に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ昭和25年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者29人のうち、連絡先の確認ができた9人に同局の入社日及び厚生年金保険の加入の取扱いについて照会したところ、4人から回答があり、いずれの者も入社時期を同年4月とし、入社後一定の期間は試用期間であり、厚生年金保険の加入については、試用期間経過後であったと供述している。

なお、上記4人のうちの2人は、A局に入社した当初は、臨時職員として勤務し、その後、昭和25年7月に正職員となったと供述しているところ、この2人のうちの1人は、自身が保有する退職金明細書に「25年7月16日」と記載されていることから、この日を正職員となった日としており、上記の申立人に係る人事カードに記録されている申立人の職員となった日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間④当時に勤務していたとするC所の退職時期について、「昭和42年7月31日に国民年金に任意加入したのは同所を退職したためであるから、同所を退職したのは同日である。」としている。

しかしながら、上記の申立人に係る人事カードによると、申立人の退職日は、昭和39年10月12日と記録されており、申立期間④における勤務は確認できない。

また、D所は、「申立人に係る人事カードには、申立人の退職金に関する記録が確認でき、当該退職日にC所を退職していると思う。」としている。

さらに、C所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日とされている昭和39年10月12日と同時期に資格を喪失した者22人のうち、連絡先の確認ができた7人に申立人の退職日について照会したところ、一人から回答があったものの、申立人の退職日については不明としている。

このほか、申立人の申立期間④における勤務について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間②及び③について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人が申立期間③に勤務していたC所に係る事業所別被保険者名簿に記

載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 10 月 12 日の前後 3 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格を有する者 31 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 30 人に支給記録が確認でき、そのうち 23 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該 23 人のうち同一日に支給決定されている者が 3 組 6 人確認できることなどを踏まえると、同所では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同所が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 40 年 1 月 8 日より前の 39 年 11 月 24 日に、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年 10 月 12 日から約 3 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月3日から同年5月1日まで
② 昭和50年1月16日から51年5月21日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間①及び②の被保険者期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間①に勤務したA社の被保険者期間について、脱退手当金の請求手続をした記憶や受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間①の後に勤務したB社を退職したときに同社及び申立期間①の前に勤務したC社の被保険者期間については脱退手当金を受給したが、その後結婚した後、勤務した申立期間②のD社を退職したときには、脱退手当金を受給した記憶は無いので、同社の被保険者期間について脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の被保険者期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、C社及びB社の被保険者期間に係る脱退手当金のみをB社を退職後、申立期間②の前に受給したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立人が受給を認めている当該二つの被保険者期間に、申立期間①のA社及び申立期間②のD社の被保険者期間を加えた4つの期間（93月）を合算して昭和52年2月15日に支給決定されたことが確認できる一方、申立期間②以前に脱退手当金の支給記録は確認できない。

また、申立人が主張するとおり、B社を退職後、申立期間②の前に脱退手当金を受給したとすると、通常、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されることとなるが、その表示が無いほか、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②のD社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」表示

が記されているとともに、上記4つの事業所の厚生年金保険被保険者期間が漏れることなく脱退手当金の計算の基礎とされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、申立期間①及び②を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 18 日から 47 年 1 月 1 日まで
平成 22 年 3 月頃、年金記録のお知らせに申立期間の加入記録が無かったので調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知らされた。しかし、脱退手当金は受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月3日から39年5月1日まで
A社に昭和38年10月から39年4月末まで正社員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和45年5月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び賃金台帳など当時の資料を保存していないとしている上、申立期間当時の事業主は、申立人を記憶していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、複数の同僚の氏名を記憶しているものの、これらの者は所在が不明であり、申立人のA社における勤務について確認することができないため、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった者のうち所在が判明した7人に照会したところ、回答があった二人は申立人を記憶していないと回答している。

さらに、上記被保険者名簿における申立期間当時の整理番号に欠番は無いことから、申立人のA社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 47 年 6 月 1 日まで
父が経営するA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に短大を卒業した昭和 45 年 3 月に入社したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における被保険者資格の取得日は昭和 47 年 6 月 1 日と記録されており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主等は死亡していることから申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて照会することができないため、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者記録があり、所在の判明した複数の従業員に申立人の勤務状況等について照会したところ、4人から回答があり、3人が申立人を記憶しているものの、申立期間に係る勤務を確認することができない。

さらに、申立人は、短大卒業後は父の扶養から外れていたと主張しているが、申立期間中である昭和 46 年 10 月 9 日に父の扶養になっていることが父の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。